

ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業実施要領

県は、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱（平成29年3月31日付け28文第298号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（平成29年3月31日付け28文第297号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業実施要領（平成29年3月31日付け28文第299号農林水産省大臣官房文書課長、食料産業局長、生産局長、水産庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県農産振興事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）及び福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第1 事業の目的

本県のもも産地は、栽培面積こそ東日本第震災以前とほぼ同じ水準を維持しているものの、東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、担い手の高齢化や後継者不足が進み栽培農家数の減少が続いている。このため、労働力不足等によりほ場管理が適期に行えず、病害虫の発生や果実の品質低下による産地の衰退が懸念される。特に、防除を要する主要病害虫の中でも最大の生産阻害要因であるモモせん孔細菌病が多発し、品質低下や生産量減少による他産地との価格差が生じるほか、産地の維持・発展に重要な役割を果たすべき次世代のもも生産者の栽培意欲低下が懸念される。

地域の共同防除組織等は、高齢化や担い手不足が進むもも産地の薬剤防除を広域に担っており、組織そのものが大規模農家や中核農業者等で構成され、まとまりをもって活動していることから、もも産地維持・発展への貢献度は大きい。

そこで、本事業では地域のモデル的な共同防除組織等の育成・強化を支援するため、オペレーターの確保・育成や、雇用を活用した春型枝病斑の除去の徹底、さらには地域の合意による計画的な防風設備等の設置などを支援し、本来のふくしまの高品質ももを消費地に届けることで風評払拭につなげ、「ふくしまブランド」の再生及び強化を図る。

第2 事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、補助率、補助対象及び採択要件は、別表1のとおりとし、補助対象経費の詳細は別表2のとおりとする。

なお、事業実施主体及び補助対象に係る留意事項については別表3に留意するものとする。

第3 補助

- 1 県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助するものとする。ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てることとする。
- 2 県は、事業実施主体が、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県農業協同組合中央会等の全県域を範囲とする広域的な農業団体（以下「県域農業団体」という。）である場合又は市町村域を超える広域的な団体（以下「広域団体」という。）である場合等であって、市町村が補助を行うことができない場合に限り、直接補助を行うことができるものとする。

第4 事業実施計画の申請及び承認等

- 1 (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙様式1）を市町村に提出する。
提出を受けた市町村は、事業実施計画書を審査の上、適正と認められる場合は、事業実施計画承認申請書（様式1）を併せて当該市町村を所管する農林事務所長（以下、「所長」という。）に申請する。
 - (2) 広域団体（事業実施主体）は、事業実施計画書（別紙様式1）及び事業実施計画承認申請書（様式1）を作成し、主な事業実施地区を所轄所管する所長に申請する。
なお、事業実施計画承認申請書の申請においては、関係市町村長が直接補助を承認した旨が確認できる書類を添付するものとする。
 - (3) 県域農業団体（事業実施主体）は、事業実施計画書（別紙様式1）及び事業実施計画承認申請書（様式1）を作成し、農林水産部長に申請する。
- 2 申請を受けた所長又は農林水産部長（以下、「所長等」という。）は、審査の結果適当と認めた場合は、第4の1の(1)にあたっては市町村に、第4の1の(2)及び(3)にあたっては事業実施主体に対し事業実施計画の承認（様式2）を行う。

第5 事業実施計画の変更

- 1 市町村又は事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、国実施要領第3の2及び交付要綱第5に定める重要な変更を行う場合は、第4の1に準じて事業実施計画変更承認申請書（様式3）を所長等へ申請し、申請を受けた所長等は、第4の2に準じて市町村又は事業実施主体に対し事業実施計画変更の承認を行う（様式2）。
- 2 市町村又は事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、第5の1以外の軽微な変更を行う場合は、事業実施計画変更届（様式4）を作成し、所長等に速やかに提出するものとする。

第6 事業の実施期間

事業の実施期間は単年度とする。

第7 成果確認検査について

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 市町村又は事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて実施状況報告書（別紙様式1）を作成し、事業を実施した年度の翌年度の5月末までに所長等に提出する。
- 2 所長は、提出された実施状況報告書を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の6月末までに農林水産部長に提出する。

第9 事業の評価

- 1 市町村又は事業実施主体は、事業実施年度から3年間、事業の成果目標に対する達成度について事業評価報告書（様式5）を作成し、事業を実施した年度の翌年度から毎年、5月末までに所長等に提出する。
- 2 所長は、提出された事業評価報告書を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度から毎年、6月末までに農林水産部長に提出する。
- 3 事業実施年度の翌々年度において、実績が成果目標の70%に満たない場合は、所長等は、市町村又は事業実施主体に対し必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとする。

第10 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2事業の内容（実績）」の別に定める様式については、様式6のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月14日から施行する。
この要領は、令和4年4月18日から施行する。